

環境の「2つの原則」に係る検討状況について

1 専門検討会の設置

(1) 目的

武庫川水系河川整備基本方針（案）に記載した「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、「ひょうごの川・自然環境調査」の結果をもとに、技術的な検討を行うため、専門検討会を設置する。

武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則

〔原則1〕 流域内で種の絶滅を招かない

〔原則2〕 流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する

(2) 所掌事務

- ①武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価に関すること
- ②河川事業の計画案による影響評価に関すること
- ③武庫川水系の生物及び生活環境を保全・再生するための方策の検討に関すること

(3) 専門検討会委員

氏 名	所属・役職
浅 見 佳 世	㈱里と水辺研究所 取締役 兵庫県立大学 客員准教授
竹 林 洋 史	京都大学防災研究所 准教授
田 中 哲 夫	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授 兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員
三 橋 弘 宗	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 講師 兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員

2 第1回専門検討会の開催

日 時 平成20年9月4日（木）14:00～16:00

場 所 兵庫県庁

出席者 浅見委員、三橋委員、県関係者（武庫川企画調整課、関係課室及び土木事務所）

内 容 (1) 専門検討会の設置について

(2) 「現在の環境の把握・評価」手法（案）について

(1) 専門検討会の設置について

専門検討会の設置要綱に基づき、座長の選任及び座長代理の指名を行った。

- ・委員の互選により、三橋委員を座長に選任。
- ・座長が、浅見委員を座長代理に指名。

(2) 「現在の環境の把握・評価」手法（案）について

全体の検討作業を来年の春頃を目途に完了させるとしたうえで、前半部分の「現在の環境の把握・評価」の具体的な手法（案）について検討を行い、下記の内容を基本として作業を進めることとした。

①原則 1 関係

- ・武庫川水系で着目すべき重要な種は、「特定種」と「分布域の狭い種」とする。
- ・「特定種」は、兵庫県及び環境省のレッドデータブックに掲載されている種を基本とし、「ひょうごの川・自然環境調査」で把握している植物、魚類、底生動物以外に、鳥類、昆虫類等も対象とする。
- ・「分布域の狭い種」は、武庫川水系で分布域の狭い種とし、「ひょうごの川・自然環境調査」で把握している魚類、底生動物を対象とする。
- ・上記により、重要な種の抽出を行った後、河川との関わりを整理した上で具体の対象種を決定し、地図上でその分布域を整理する。

②原則 2 関係

- ・「生物の生活空間」の質を評価するために、テーマ及びテーマごとに優れた「生物の生活空間」を設定する。
- ・優れた「生物の生活空間」ごとに、最適な評価指標（環境要因、生物指標）を設け、「優れている」と判断する基準を設定する。
- ・判断基準に従い、優れた「生物の生活空間」の大まかな範囲を抽出した上で、さらに中核的な範囲を地図上で特定し、その範囲を総量として、面積を基本に定量化する。
- ・上記の作業過程で必要に応じて、テーマや優れた「生物の生活空間」の再編、評価指標の変更を行う。

【評価テーマ（案）】

- ①水質と水温、②森・川・海の連続性、③流れの多様性と河道の攪乱、④水辺のエコトーン、⑤生息場所の広がり、⑥多様性、⑦外来性、⑧希少性

【参 考】 ひょうごの川・自然環境調査

【調査目的】

- ・河川環境の実態を広域的かつ連続的に調査し、以下の3項目の把握を行うことで、川づくりに直結した成果を得るとともに、当該河川が持つ環境上の課題を明らかにすることを目的とする。

- ①水系内に生息する生物の種類と分布状況を把握する
- ②河川の物理的な環境状況を把握する
- ③任意の地点が持つ生物の生息・生育環境に関する水系内での相対的な重要度を把握する

【調査項目】

- ・調査項目は、河川生態系の基盤となる河川調査、植生調査、魚類・底生動物調査の3項目である。